平成２４年（フ）第２１８３号
名古屋市南区豊田４丁目３番５号　エクセル豊田202号、従前の住所名古屋市南区豊田４丁目27番地の１　コーポトモエ301号
破産者　松山まゆみ
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４４号
名古屋市緑区黒沢台５丁目908番地の３　コーポ黒沢台５―205号
破産者　石崎　　功
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２５０号
名古屋市緑区鳴海町字細根84番地の４　鳴海201―402号、従前の住所名古屋市南区白雲町146番地
破産者　服部　隆司
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２２号
愛知県瀬戸市道泉町41番地
破産者　旭美装こと　橋下　新一
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４号
大阪府泉大津市東港町11番５号
破産者　笠松　滿江
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３５号
大阪府岸和田市大町４丁目25番４―516号、前住所大阪府岸和田市小松里町1073番地　フローレンス305号
破産者　サルバトーレこと　福田　篤志
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５８１号
大阪府岸和田市春木北浜町２番18号
破産者　田邉　敬子
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
神戸市東灘区住吉宮町６丁目５番８―405号
破産者　坂元　泰彦
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６９号
広島市中区薬研堀５番14―501号
破産者　菅波　基泰
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１８号
広島市安佐南区長束４丁目12番38号
破産者　冨田興一郎
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６４号
熊本市北区徳王町97番地
破産者　喰田　正照
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２６号
熊本県菊池郡大津町大字森751番地７、前住所北海道恵庭市相生町207番地
破産者　杉田誠一郎
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７３３号
熊本市中央区萩原町６番６号　アップルハウス南熊本103、前住所熊本市御領７丁目１番43―705号
破産者　前木場勇樹
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
北海道網走市桂町５丁目５番27号　フォレストガーデン３
破産者　山浦　慈孝
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
北海道網走市桂町５丁目５番27号　フォレストガーデン３
破産者　山浦由美子
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字舘下147番地28　加藤荘２号棟
破産者　佐藤　正平
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９７号
宮城県角田市尾山字宿原78番地14
破産者　大風　節子
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第８０号
福島県会津若松市天神町20番８号　メゾンコア黒岩203号
破産者　星　　陽子
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
福島県会津若松市天神町20番８号　メゾンコア黒岩203号
破産者　星　　貴文
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係